島根県報

令和８年10月30日（金）
第　７６７　号
（毎週火・金曜日発行）
https://www.pref.shimane.lg.jp/

目　　次

【規　則】

島根県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則　（総　務　課）　2

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則　（産業振興課）　4

【告　示】

漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生　（水　産　課）　6

大規模小売店舗立地法第６条第２項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出　（中小企業課）　6

大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗廃止の届出　（　〃　）　7

測量、建設コンサルタント業務等の契約に係る競争入札参加資格審査要綱の一部改正　（土木総務課）　7

島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱の一部改正　（　〃　）　10

【公　告】

農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請　（農業経営課）　11

【特定調達公告】

島根県データセンターサービス提供業務の調達に係る随意契約の相手方等　（情報システム推進課）　12

抗インフルエンザウイルス薬「行政備蓄用ゾフルーザ錠20mg」の調達に係る随意契約の相手方等　（薬事衛生課）　13

【収用委告示】

収用の裁決手続の開始の決定　13

公布された条例等のあらまし

◇島根県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則（規則第57号）

１　規則の概要

⑴　公文書の写しの作成方法に電子交付するものを追加することとした。（別表関係）

⑵　⑴に伴う様式の整備（様式第１号関係）

２　施行期日

令和８年12月１日から施行することとした。

◇島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第58号）

１　規則の概要

設備機器の使用料の新設（別表第１関係）

⑴　島根県産業技術センター

設備機器の種類	使用料の額	
有機材料関連機器		
メルトフローレート試験機	１時間につき	160円
化学関連機器		
分光測色計	１時間につき	130円
食品関連機器		
蒸煮装置	１時間につき	280円
高速冷却遠心機	１時間につき	310円
レトルト殺菌装置	１時間につき	330円
機械・金属関連機器		
複合サイクル試験機	１時間につき	1,000円
光学式三次元測定機	１時間につき	2,570円

⑵　島根県産業技術センター浜田技術センター

設備機器の種類	使用料の額	
食品関連機器		
自動滴定装置	１時間につき	260円
加熱乾燥式水分計	１時間につき	180円

２　施行期日

令和８年11月１日から施行することとした。

規　　則

島根県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年10月30日

島根県知事　丸　山　達　也

島根県規則第57号

島根県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

島根県情報公開条例施行規則（平成13年島根県規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したもの	ＣＤ－Ｒ　１枚 ＤＶＤ－Ｒ　１枚	140円 140円

」

を

「

	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したもの	ＣＤ－Ｒ　１枚 ＤＶＤ－Ｒ　１枚	140円 140円
	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）で交付（以下この表及び様式第１号において「電子交付」という。）するもの	公開の実施　１件	160円

」

に、

「

	光ディスクに複写したもの	ＣＤ－Ｒ　１枚 ＤＶＤ－Ｒ　１枚	140円 140円

」

を

「

	光ディスクに複写したもの	ＣＤ－Ｒ　１枚 ＤＶＤ－Ｒ　１枚	140円 140円
	電子交付するもの	公開の実施　１件	160円

」

に改める。

様式第１号中

「

公文書の件名又は内容 （公文書を特定するために、具体的に記入してください。）	

公開の方法（□欄にチェックしてください。）	□　公文書の閲覧 □　公文書の写しの交付 交付の方法（□　郵送　□　窓口受取）
写しの作成方法（□欄にチェックしてください。）	□　紙 □　光ディスク（ＣＤ－Ｒ） □　光ディスク（ＤＶＤ－Ｒ）

」

を

「

公文書の件名又は内容（公文書を特定するために、具体的に記入してください。）	
公開の方法（□欄にチェックしてください。）	□　公文書の閲覧 □　公文書の写しの交付 交付の方法（□　郵送　□　窓口受取　※　電子交付）
写しの作成方法（□欄にチェックしてください。）	□　紙 □　光ディスク（ＣＤ－Ｒ） □　光ディスク（ＤＶＤ－Ｒ） ※　電子交付

※　電子交付を希望される場合は、しまね電子申請サービスから請求手続を行ってください。なお、電子交付は、データ容量の制限等のため御希望に添えない場合があります。　」

に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和８年12月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正前の島根県情報公開条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものについては、当分の間、これを使用することができる。

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年10月30日

島根県知事　丸　山　達　也

島根県規則第58号

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県産業技術センター条例施行規則（平成13年島根県規則第85号）の一部を次のように改正する。

「

別表第１の１の表中

強度試験機	１時間につき	490円

を

」

「

強度試験機	１時間につき	490円
メルトフローレート試験機	１時間につき	160円

に、

」

「

グラジエントイオンクロマトグラフ（アニオン）	１時間につき	1,940円

を

」

「

グラジエントイオンクロマトグラフ（アニオン）	１時間につき	1,940円
分光測色計	１時間につき	130円

に、

」

「

連続式アクアガス処理装置	１時間につき	3,500円

を

」

「

連続式アクアガス処理装置	１時間につき	3,500円
蒸煮装置	１時間につき	280円
高速冷却遠心機	１時間につき	310円
レトルト殺菌装置	１時間につき	330円

に、

」

「

マルチチャンネル分光器	１時間につき	50円

を

」

「

マルチチャンネル分光器	１時間につき	50円
複合サイクル試験機	１時間につき	1,000円
光学式三次元測定機	１時間につき	2,570円

に改め、別表第１の２の

」

「

表中

原子吸光光度計	１時間につき	1,620円

を

」

「

原子吸光光度計	１時間につき	1,620円
自動滴定装置	１時間につき	260円
加熱乾燥式水分計	１時間につき	180円

に改める。

」

附　則

この規則は、令和８年11月１日から施行する。

告　　示

島根県告示第609号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の２第２項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第１項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の２第３項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和８年10月30日

島根県知事　丸　山　達　也

大田市加入区（漁業協同組合ＪＦしまね）

島根県告示第610号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第２項の規定による届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から４月以内に、次の４に定めるところにより意見を述べることができる。

令和８年10月30日

島根県知事　丸　山　達　也

１　届出の概要

⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地

ジュンテンドー新大東店　島根県雲南市大東町大東900－１外

⑵　大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ジュンテンドー　代表取締役　飯塚　正　島根県益田市遠田町2179番地１

⑶　変更しようとする事項

ア　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

（変更前）午前８時

（変更後）午前７時

イ　来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前７時30分から午後８時30分まで

（変更後）午前６時30分から午後８時30分まで

⑷　変更する年月日

令和８年11月１日

２　届出年月日

令和８年10月16日

３　届出及び添付書類の縦覧場所

雲南市産業観光部商工振興課（雲南市木次町里方521番地１）

４　意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

⑴　意見書の提出先

松江市殿町１番地　島根県商工労働部中小企業課

⑵　意見書に記載すべき事項

ア　氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ　アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ　意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ　意見の内容

オ　意見を述べる理由

⑶　その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第611号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第５項の規定による届出があったので、同条第６項の規定により次のとおり告示する。

令和８年10月30日

島根県知事　丸　山　達　也

１　届出の概要

⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地

平田ショッピングセンターＶｉＶＡ　島根県出雲市平田町1708－１

⑵　大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ラック　代表取締役　佐藤　一司　島根県出雲市平田町1708－１

⑶　大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

8,603平方メートル

⑷　大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

０平方メートル

⑸　大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となった日

令和８年９月１日

２　届出年月日

令和８年10月19日

島根県告示第612号

測量、建設コンサルタント業務等の契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成13年島根県告示第272号）の一部を次のように改正する。

令和８年10月30日

島根県知事　丸　山　達　也

第１条中「。第２条」を「。次条」に改める。

第３条第４号中「をし、又は」を「及び」に、「記載をしていない」を「未記載がない」に改める。

第７条第２項中「行った者（」の次に「第９号ただし書及び」を加え、同項第９号中「）」の次に「。ただし、申請者の同意により、県が当該証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、提出することを要しない。」を加え、同項第14号中「能力開発制度」の次に「、公益社団法人日本建築家協会の継続職能研修及び建築設備士関係団体ＣＰＤ協議会の継続職能開発」を、「取得確認書類（」の次に「一般社団法人島根県建築士会の継続能力開発制度に係るものにあっては、」を、「様式第６号）」の次に「（建築コンサルタント業務の入札参加資格審査を申請する者に限る。）」を加え、同条第５項中「前項」を「第２項」に、「に郵便又は」を「へ持参又は郵便若しくは」に改める。

第10条中「を知事に提出することにより、」を「により」に改め、同条第３項中「、第１項」の次に「ただし書及び第２項」を加え、「届出及び」を「届出並びに」に、「第７条第３項中「第１項ただし書及び前項」を「同条第３項中「第１項ただし書」に、「ただし書及び第２項」を「ただし書、第２項及び第３項」に、「第10条第２項」を「第10条第３項」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項中「前項」を「前２項」に、「同項の」を「これらの項に規定する」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　有資格業者は、第７条第２項第４号及び第11号の記載事項について変更があったときは、直ちに当該変更があった書類を知事に届け出なければならない。

様式第１号中「印」を削り、

「

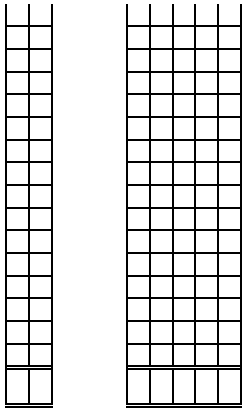
公共用地取得実務経験者	土地改良補償業務管理者

」を

「

土地改良補償士	農業用ため池管理保全技士	公共用地取得実務経験者	土地改良補償業務管理者補	土地改良補償業務管理者

」に改める。



」　　」

様式第３号中

「１　記入欄が足りない場合には、適宜記入欄を追加して用いること。

２　「役員等」としては、代表取締役、取締役（社外取締役を含む。）及び執行役（代表執行役を含む。）並びに会社更正又は民事再生の手続中である会社の管財人を記入すること。

なお、監査役及び執行役員は、「役員等」に該当しない。

３　異動があった場合は、速やかに届け出ること。　」

を

「１　上記１及び２に該当する測量業者、建設コンサルタント業務事業者、地質調査業者及び補償コンサルタント事業者について記載すること。

２　記入欄が足りない場合には、適宜記入欄を追加して用いること。

３　「役員等」としては、代表取締役、取締役（社外取締役を含む。）及び執行役（代表執行役を含む。）並びに会社更正又は民事再生の手続中である会社の管財人を記入すること。

なお、監査役及び執行役員は、「役員等」に該当しない。

４　異動があった場合は、速やかに届け出ること。　」

に改める。

様式第４号中「商号又は名称：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿」を

「　　提出年月日：　　年　　月　　日

商号又は名称：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　に、

記入者氏名：＿＿＿＿問合せ先電話番号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿」

「

有資格区分	人数	有資格区分	人数	有資格区分	人数
技術者士（機械）	人	公認会計士	人	司法書士	人
技術士（電気）	人	公認会計士補	人	土地家屋調査士	人
		税理士	人	機械・生産設備調査積算業務に関し３年以上の実務経験者	人
		中小企業診断士	人	土地改良補償業務管理者	人

を

」

「

有資格区分	人数	有資格区分	人数	有資格区分	人数
技術者士（機械）	人	税理士	人	機械・生産設備調査積算業務に関し３年以上の実務経験者	人
技術士（電気）	人	中小企業診断士	人	土地改良補償士	人
公認会計士	人	司法書士	人	土地改良補償業務管理者	人

に改める。

公認会計士補	人	土地家屋調査士	人	土地改良補償業務管理者補	人

」

附　則

この告示は、令和８年11月１日から施行する。

島根県告示第613号

島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱（平成13年島根県告示第273号）の一部を次のように改正する。

令和８年10月30日

島根県知事　丸　山　達　也

第２条第２項中「入札参加資格審査」を「、入札参加資格審査」に改め、同項第２号中「もの」を「者」に、「いる者」を「いるもの」に改める。

第３条第３号中「建設業法」を「法」に改め、同条第７号中「をし、又は」を「及び」に、「記載をして」を「未記載が」に改める。

第４条第２項第９号中「知事表彰（プレミアムこっころカンパニー）の受賞状況又は殿堂入り状況並びに」を削り、同項第11号を次のように改める。

⑾　ＩＣＴ活用工事の施工実績の状況

第６条第２項中「第20号」を「第21号」に改め、同項第10号中「）」の次に「。ただし、申請者の同意により、県が当該証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、提出することを要しない。」を加え、同項第16号中「ＣＰＤ取得確認書類」を「ＣＰＤ取得単位数一覧表」に改め、同項中第20号を第21号とし、同項第19号中「第17号」を「第13号から前号まで」に改め、同号を同項第20号とし、同項第18号の次に次の１号を加える。

⑲　ＩＣＴ活用工事実績証明書（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事（法面処理工事に限る。）又は舗装工事（アスファルト舗装工事に限る。）の入札参加資格の認定を受けようとする者のうち、ＩＣＴ活用工事の施工実績があるものに限る。）

第９条第１項中「を知事が別に定める方法により提出して」を「により」に改め、同条第３項中「、第１項」の次に「ただし書及び第２項」を加え、「届出及び」を「届出並びに」に、「第６条第５項中」を「同条第５項中」に改め、「及び前３項」を削り、「第９条第１項ただし書及び第２項」を「第９条第１項ただし書、第２項及び第３項」に、「第９条第２項」を「第９条第３項」に、「第９項第１項ただし書及び第２項」を「第９条第１項ただし書、第２項及び第３項」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項中「前項」を「前２項」に、「同項の」を「これらの項に規定する」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　有資格業者は、第６条第２項第３号及び第12号の記載事項について変更があったときは、直ちに当該変更のあった書類を知事に届け出なければならない。

「

別表一般土木工事の項中	しゅんせつ工事（しゅ）	を

」

「

しゅんせつ工事（しゅ） 水道施設工事（水）	に改める。

」

様式第１号中「印」を削り、「しまね・ハツ・ブランド登録の有無」を「ＩＣＴ活用工事の施工実績」に、「＊土木一

式を申請する場合のみ」を「＊土木一式、法面処理及びアスファルト舗装を申請する場合のみ」に、

「

プレミアムこっころカンパニー知事表彰又は殿堂入り	※認定済…１、未認定…２
	＊登録済‥１、登録無‥２

」を「

	※認定済…１、未認定…２

に改める。

」

様式第４号中

「１　記入欄が足りない場合には、適宜記入欄を追加して用いること。

２　「建設業の許可番号」の欄には、当該他社の許可番号が分からない場合には、当該他社の主たる営業所の住所を記入すること。

３　「役員等」としては、代表取締役、取締役（社外取締役を含む。）及び執行役（代表執行役を含む。）並びに会社更正又は民事再生の手続中である会社の管財人を記入すること。

なお、監査役及び執行役員は、「役員等」に該当しない。

４　異動があった場合は、速やかに届け出ること。　」

を

「１　上記１及び２に該当する建設業者について記載すること。

２　記入欄が足りない場合には、適宜記入欄を追加して用いること。

３　「建設業の許可番号」の欄には、当該他社の許可番号が分からない場合には、当該他社の主たる営業所の住所を記入すること。

４　「役員等」としては、代表取締役、取締役（社外取締役を含む。）及び執行役（代表執行役を含む。）並びに会社更正又は民事再生の手続中である会社の管財人を記入すること。

なお、監査役及び執行役員は、「役員等」に該当しない。

５　異動があった場合は、速やかに届け出ること。　」

に改める。

様式第８号その１を削り、様式第８号その２を様式第８号とする。

様式第８号その３を削る。

附　則

この告示は、令和８年11月１日から施行する。

公　　告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第１項の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があったので、同条第２項において読み替えて準用する同法第38条第１項の規定により公告する。

令和８年10月30日

島根県知事　丸　山　達　也

１　申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
隠岐郡隠岐の島町北方川田90番	田	1,176

２　申請に係る農地の利用の現況

管理者が不在

3　申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4　希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
令和８年12月１日	権利の始期から令和18年３月31日まで	84,672

5　意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

⑴　提出期限

令和８年11月13日

⑵　提出先

島根県農林水産部農業経営課

⑶　記載事項

ア　意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ　意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ　意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ　意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ　意見の趣旨及びその理由

カ　その他参考となるべき事項

特　定　調　達　公　告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成７年島根県規則第83号）第９条の規定により公告する。

令和８年10月30日

島根県知事　丸　山　達　也

1　件名及び数量

島根県データセンターサービス提供業務　一式

2　契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県総務部情報システム推進課　島根県松江市殿町１番地

3　随意契約の相手方を決定した日

令和８年９月14日

4　随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社マツケイ　代表取締役社長　名原　厚　島根県松江市乃木福富町735番地211

5　随意契約に係る契約金額

122,760,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6　契約の相手方を決定した手続

随意契約

7　随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第１項第１号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成７年島根県規則第83号）第９条の規定により公告する。

令和８年10月30日

島根県知事　丸　山　達　也

１　件名及び数量

抗インフルエンザウイルス薬「行政備蓄用ゾフルーザ錠20mg」　一式

２　契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県健康福祉部薬事衛生課　島根県松江市殿町１番地

３　随意契約の相手方を決定した日

令和８年10月６日

４　随意契約の相手方の氏名及び住所

塩野義製薬株式会社　代表取締役会長兼社長ＣＥＯ　手代木　功　大阪府大阪市中央区修道町三丁目１番８号

５　随意契約に係る契約金額

41,568,780円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

６　契約の相手方を決定した手続

随意契約

７　随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第１項第１号の規定による。

収　用　委　員　会　告　示

島根県収用委員会告示第６号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の２の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので告示する。

令和８年10月30日

島根県収用委員会会長　桐　山　香代子

１　起業者の名称

島根県

２　事業の種類

二級河川三隅川水系矢原川ダム建設工事

３　裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在　島根県益田市美都町久原

（単位：㎡）

地番	地目		地積		収用又は使用しようとする土地の面積	収用又は使用の別	備考
	公簿	現況	公簿	実測			
1312番１	山林	山林	8,381	8,381.50	2,268.74	収用	
2578番１	山林	山林	50,782	50,782.53	312.17	収用	
2641番１	山林	山林	3,858	3,858.28	329.23	収用	
2642番１	山林	山林	2,952	2,952.00	2,236.07	収用	

2644番２	山林	山林	7,287	7,287.99	3,769.26	収用	

4　土地所有者の氏名及び住所

河野　啓治　大阪府高槻市成合北の町852番地の３

5　土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

6　裁決手続の開始を決定した年月日

令和８年10月22日